**里親支援センター及び児童家庭支援センター設置・運営事業者募集要項**

# １．業務概要

（１）件名

里親支援センター及び児童家庭支援センター設置・運営事業者募集にかかる公募型プロポーザル

（２）目的

本市では社会的養育が必要な子どもの安全・安心を守るため、在宅（地域）における支援の推進

にあたり、里親支援センターと児童家庭支援センターを一体的に設置・運営することができる事業者を誘致します。

両センターを一体的に設置・運営することにより、相談の入口から出口まで、それぞれの強みを活かした切れめない支援を行うことが可能となります。はぐくみセンターと令和７年４月に開所する児童相談所とが協働で、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が地域で安心して子育てができる環境づくりを推進していくことにより、貴重な社会的資源となることを期待するものです。その設置及び運営にあたっては、実績や専門性、提案力を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定することが適切であると考えられるため、公募型プロポーザル方式にて設置・運営事業者の募集を行うものです。

（３）業務内容

設置運営事業者は、下に掲げる「公募対象地」を活用して、施設設置を行い、令和8年（2026年）度内を目途に、次の事業を運営するものとします。

* 1. 児童福祉法に規定する「里親支援センター」の設置・運営
  2. 児童福祉法に規定する「児童家庭支援センター」の設置・運営
  3. 子育て短期支援事業（ショートステイ）、その他必要に応じて家庭支援事業の実施
  4. 本市の地域子育ち・子育て支援施策に資する事業の実施（地域交流・地域支援）

公募対象地

* 大阪府豊中市蛍池中町3丁目33番（469㎡）
* 借地借家法第22条に定める定期借地権（賃借権）を設定
* 公募対象地の現況等については、現地見学会にて詳細資料を配布予定

|  |  |
| --- | --- |
| 所有者 | 豊中市大字麻田財産区（管理は豊中市） |
| 所在地（地番） | 豊中市蛍池中町3丁目33番 |
| 敷地面積 | 469㎡ |
| 用途地域 | 近隣商業地域（建ぺい率80％、容積率300％） |
| 現　況 | 更地（アスファルト舗装） |
| 賃借料 | 賃借料：年額1,477,350円  ※相続税路線価×敷地面積×期待利回りで算定した基礎額に、「公益を目的とした事業の用途に直接使用する場合」として、50％を減額した額  ※経済情勢の変化により、賃借料を改定することがあります。  （参考）令和6年現在　路線価210千円　期待利回り3.0％ |

（４）定員　子育て短期支援事業：児童5名　※児童用居室4室、親子用居室1室

（５）施設整備にあたっての条件

設置運営事業者は、公募対象地（469㎡）を土地所有者である豊中市大字麻田財産区から有償で借り受けるものとします。この際定期借地権設定契約を公正証書により取り交わすものとします。設定期間は50年とし、施設の建設及び解体・撤去期間を含むものとします。なお、公正証書作成に係る費用は設置運営事業者の負担とします。

設置運営事業者は、本募集において自らが提案した内容について、自らの責任及び費用負担により設計及び工事等施設を整備するものとします。その際、設置運営事業者は、関係機関・諸官庁との協議、工事にかかる近隣住民への説明、各種許認可手続きなどの関連業務を自らの負担により行うものとします。

設置運営事業者は、業務終了後は自らの責任及び負担により施設を解体・撤去し、公募対象地

を返還するものとします。

（６）運営にあたっての要件

①　設置運営事業者は、本募集において自らが提案した業務の提供を含む施設の維持管理・運営を（５）の定期借地権設定契約の期間行うものとします。

②　設置運営事業者は、市の求めに応じ報告書類等の提出することとします。

③　設置運営事業者は、事故、災害等緊急事態が発生した場合は、市と協力し、乳幼児、里親の安全を図るよう適切な行動をとることとします。

④　設置運営事業者が行う本業務に関する苦情・トラブルについての対応は、設置運営事業者側で責任をもって行い、その内容について市に随時報告を行うこととします。

⑤　設置運営事業者は、本業務の実施にあたって生じた事故等に対して一切の責任を負い、設置運営事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは損害を賠償しなければなりません。また、事故等があった場合には、市に発生原因、経過、被害の内容などを速やかに報告することとします。

（７）予算等

施設の設計、工事に係る費用につきましては、設置運営事業者の負担となります。なお、設置運営事業者は別に定めるところにより、整備費用の４分の３に相当する額（上限8,812万8千円）を上限として、本市から補助を受けることができます。運営に係る費用につきましては、国の定める基準に準じ、予算の範囲内において措置費、委託料、補助金等により支払うものとします。詳細につきましては、設置運営事業者選定後別途協議するものとします。

（８）業務期間

・設計等準備期間　　　令和7年（2025年）1月から11月まで

・施設の整備　　　　　令和7年（2025年）12月から令和8年（2026年）10月頃まで

・施設の設置・運営　　令和8年度（2026年度）内～

（９）その他条件

①　当該施設の名称には、「豊中市」の名を付するものとします。

　　②　公募対象地は（３）業務内容以外の目的に使用することはできないものとします。

　　③　運営開始後の施設管理に係る費用については設置運営事業者の負担とします。

④　賃借料については、（３）の表のとおりとします。なお、賃借料については設置運営事業者の決定後、定期借地権の設定時より発生するものとします。

# ２．参加資格

（１）満たすべき要件

応募にあたっては、下記事項の全てを満たすことが必要です。

①　応募する法人（以下「事業者」という）は、日本国内にて法人格を取得している団体であること

②　事業者自らが運営すること（清掃、食事の提供等、一部業務を委託することは可）

③　里親支援機関として良好な実績を有する事業者であること

④　子育て家庭や里親家庭の相談に携わるとともに、児童相談所や市町村と協力し、子育て家庭等への支援を積極的に行ってきた事業者であること

⑤　ショートステイ里親のリクルート、里親ショートステイの実施に係る調整業務の実績を有すること又はその対応が可能な事業者であること

⑥　本市からの子育て短期支援事業等の委託が可能な体制を整備すること。

⑦　子育て短期支援事業利用家庭等のうち支援を要する家庭の居宅を訪問し、家事支援等の提供を行うことが可能であること

⑧　本市の子育ち・子育て支援施策を理解し、これに積極的に協力する事業者であること

⑨　事業者は、原則として現地見学会に参加すること

（２）応募の無効及び決定の取り消し

下記事項のいずれかに該当する応募は無効とします。また、選定結果通知後に下記事項のいずれかに該当することが判明した場合は、決定された場合であっても、結果を取り消します。

①　応募申込期間内に提出書類の全部が提出されなかった場合（本市による指示以外で応募締切後の書類の追加提出や差し替えはできません）

②　プレゼンテーション・ヒアリング審査に欠席した場合

③　提出書類の虚偽記載、又はプレゼンテーション・ヒアリング審査における虚偽の応答が判明した場合

④　選定の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤　本市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合

　　⑥　児童福祉施設としての認可が得られない場合

　　⑦　事業者から辞退の申し出があった場合

　　⑧　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合

　　⑨　労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている場合

　　⑩　公租公課を滞納している場合

　　⑪　事業者が次のいずれかに該当する場合

1. 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき
2. 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
3. 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
4. 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
5. 下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その契約の相手方が有資格者であるかどうかにかかわらず、その相手方が(ア)から(エ)のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき
6. (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）に、本市が法人に対して当該再委託契約等の解除を求め、法人がこれに従わなかったとき
7. (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号に掲げる者に該当すると認められるとき

　　⑫　施設の設置及び運営が困難と本市が判断した場合

　　⑬　上記のほか、本市が不適切と認めた場合

# ３．日程と提出書類等

（１）日程

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 日程 |
| 実施要項の公表 | 令和6年（2024年）10月18日（金） |
| 現地見学会の受付 | 令和6年（2024年）10月18日（金）～  令和6年（2024年）11月1日（金）17時 |
| 現地見学会 | 令和6年（2024年）11月5日（火）10時～11時 |
| 質問書の受付 | 令和6年（2024年）11月5日（火）～  　　令和6年（2024年）11月11日（月） |
| 質問書への回答（公表） | 令和6年（2024年）11月18日（月） |
| 公募参加申込書提出締切 | 令和6年（2024年）12月2日（月） |
| 書類審査（第一次審査） | 令和6年（2024年）12月9日（月） |
| プレゼンテーション・ヒアリング審査（第二次審査） | 令和6年（2024年）12月20日（金）（予定）  ※日時、場所等の詳細は応募者に別途ご連絡します |
| 優先交渉権者の決定・公表 | 令和6年（2024年）12月26日（木） |
| （設置・運営事業者にて）  設計・申請等 | 令和7年（2025年）1月～11月 |
| 工事着工 | 令和7年（2025年）12月～ |
| 開所 | 令和8年度（2026年度）内 |

* + 事業の実施途上で、やむを得ない理由により上記スケジュールによりがたい事情が生じた場合は、判明した時点にて速やかに本市と協議を行うものとします。

（２）現地見学会

２．参加資格（1）満たすべき要件⑨にある現地見学会は、上記期限内に電話連絡にてお申込みください。なお、見学会参加者は一事業者あたり３名以内とします。

　　　（諸注意）・現地見学会当日は本募集に関する質問は受け付けられません。

（３）質問受付

質問は、上記期限内に電子メールにて質問書（様式第1号）を送付ください。到達確認が必要な場合は開封確認設定等によりお願いします。なお、件名は「里セン等公募質問書」としてください。

電話や来庁など質問書以外での質問は受け付けません。なお、質問および回答の内容は、上記日程にて回答します。

　　また、質問書受付期限を過ぎての質問は受け付けません。（郵送不可）

（４）公募参加申込書提出

本募集に参加する事業者は、公募参加申込書（様式第2号）に必要事項を明記のうえ、以下の企画提案書類等とともに上記期限内に事務局あて持参または郵送（書留郵送）にてご提出ください。なお、郵送の場合は期限内に必着のこと。

　　　　【企画提案書類一覧】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 内　　容 | 様　式 |
| 1 | 企画提案申込書 |  | 様式第3号 |
| 2 | 事業者の概要 | 代表者、役員状況、事業者経歴、他の経営施設状況 | 様式第4号 |
| 3 | 代表者履歴書 | 代表者の履歴書 | 様式第5号 |
| 4 | 現在運営している施設または事業に関する資料 | パンフレット等事業概要のわかる資料 | 様式自由 |
| 5 | 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明） | 応募申込日前３ヵ月以内に発行されたもの | 原本 |
| 6 | 定款 | 最新のもの | 原本の写し |
| 7 | 基本計画図面等 | （1）平面図　※施設整備のレイアウトが分かる  もの  （2）工程表 | 様式自由 |
| 8 | 業務運営内容等説明書 | （1）基本理念・実績  （2）施設整備の基本方針  （3）施設整備計画  （4）安定的な施設運営  （5）子どもの養育・権利擁護  （6）子育て家庭等への支援及び家庭養護の推進  （7）市・関係機関との連携・協力  （8）地域交流・地域貢献 | 様式第6号 |
| 9 | 従事者勤務の体制及び勤務形態一覧表 | 従事者勤務体制および勤務形態一覧表  ・資格（採用資格）  ・雇用形態（常勤職員、その他職員） | 様式第7号 |
| 10 | 労働基準法等の規定に関する書類 | 事業者の就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控）※現在運営する里親支援機関に関するもの、賃金等別規定も含む | 様式自由 |
| 11 | 事業者経営状況に関する書類 | 事業者の直近3年間の事業報告書及び決算書類（所轄庁に提出したもの） | 様式自由 |
| 12 | 事業者の納税状況に関する書類 | （1）法人税・消費税の証明  　税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する証明書。非課税の場合は非課税証明書。  （2）法人市民税の証明（課税と納税済額が記載されているもの）（主たる事業所の所在する市町村のものに限る）  　納付した直近1年間の納税証明書。非課税の場合は非課税証明書。 | 原本 |
| 13 | 応募事業の収支計画 | （1）里親支援センター及び児童家庭支援センター施設整備収支一覧表  （2）里親支援センター及び児童家庭支援センター等業務運営収支シミュレーション（5年間） | 様式自由 |
| 14 | 誓約書 |  | 様式第8号 |

（５）提出部数等

①　必要部数（正1部、副7部（コピー可））を提出ください。また、企画提案書類のうち、上記の1～3、7～9、13(網掛け部分)は格納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1枚を別途提出ください。

②　所定様式以外は、原則A4版(縦)で作成してください。

③　提出するにあたり、上記の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付して提出してください。

④　企画提案書類および電子媒体は返却しませんので、予めご了承ください。

⑤　企画提案書類の分割提出は認めません。

⑥　企画提案書類の不足または提出期限内未着の場合は、本募集の参加自体を無効とします。

⑦　企画提案書類の受付後、いかなる理由があろうと追加および修正は認めません。

⑧　企画提案書類の作成および提出にかかる費用は、全て事業者の負担とします。

（６）企画提案書類の著作権等

企画提案書類の著作権は、本募集の審査結果が確定するまでの間は事業者に帰属します。企画提案書類は優先交渉権者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。

また、企画提案書類は、豊中市情報公開条例の定めにより公開される場合があります。

（７）参加の取り下げ

公募参加申込書の提出後に本募集への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第9号）にて豊中市長あて通知してください。

|  |
| --- |
| * 提案に当たっての参考文献等 * 豊中市ホームページ * 豊中市ホームページ内　「豊中市子ども健やか育み条例（平成27年条例第15号）」 * 豊中市ホームページ内　「第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画   　　　　　　　　　　　　　こどもすこやか育みプラン・とよなか（令和2年2月）」   * 豊中市ホームページ内　「第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画   　　　　　　　　　　　　　こどもすこやか育みプラン・とよなかの中間見直し（令和5年2  月）」   * 豊中市ホームページ内　「第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画   　　　　　　　　　　　　　こどもすこやか育みプラン・とよなか（令和5年度（2023年　　　　　　　　　度））事業実施報告書（令和6年10月）」   * 豊中市ホームページ内　「豊中市子育ち・子育て支援に関するニーズ等調査結果報告書   （平成31年3月）」 |

# ４．審査概要

（１）選定委員会

審査は、本市の内部委員で構成する豊中市里親支援センター及び児童家庭支援センター設置運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の合議により行い、優先交渉権者を選定します。本市は、選定委員会における選定結果及び意見等をふまえ、設置運営事業者を決定します。

（２）委員構成

委員は次の職にあるものを充てることとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属 | 補　職 |
|  | こども家庭支援監 |
| こども未来部こども政策課 | 課長 |
| こども未来部はぐくみセンターこども支援課 | 課長 |
| こども未来部児童相談所開設準備チーム | 総括者 |
| 財務部施設課 | 課長 |
| 福祉部福祉指導監査課 | 課長 |

（３）審査方法

①　書類審査

（ア）企画提案書類に基づく書類審査を行います。

ただし、応募した事業者が３事業者以下の場合にあっては、書類審査を省略します。

（イ）応募した事業者が４事業者以上の場合、書類審査の点数上位３事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

②　プレゼンテーション・ヒアリング審査

（ア）出席者は、事業者の代表者を含む３名までの出席とします。

（イ）プレゼンテーション・ヒアリング時間は、1事業者あたり40分以内とします。（事業者からの説明：20分以内＋質疑応答：20分以内）

（ウ）プレゼンテーション・ヒアリング審査は令和6年（2024年）12月20日（金）を予定しています。確定日時、場所等については、別途ご連絡します。

（エ）審査の状況等により、後日、既存事業所の運営状況の現地確認を行う場合があります。（オ）追加資料等は、本市が求める場合を除き不可とします。また、パソコンやプロジェクタ

ー等、機器を使用する場合は、事前に本市に相談してください。

（カ）採点結果が各審査項目で2点以下または全体配点で60点未満だった場合は、順位にかかわらず選外とします。

（４）評価基準

以下の審査項目について、評価基準に基づき採点を行います。

採点の基準は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| * とくに優れた提案であると判断されるもの | 10点 |
| * 優れた提案であると判断されるもの | 8点 |
| * 標準的な提案であると判断されるもの | 6点 |
| * 標準的な提案であるが、一部不足が認められるもの | 4点 |
| * 劣った提案であると判断されるもの | 2点 |
| * 該当する提案がない又は該当する提案があると判断できないもの | 0点 |

| 審査項目 | 評価基準 | 配点 |
| --- | --- | --- |
| 基本理念、実績 | * + 事業者としてふさわしい理念を持っているか   + 里親支援センター（又は里親支援機関）事業、児童家庭支援センター（又は児童福祉関連分野における市町村等からの委託事業）事業に係る実績は十分か | 10点 |
| 経営状況 | * 収支のバランス * 経営が安定しているか | 10点 |
| 事業収支・資金計画 | * 施設整備に係る財源はあるか * 施設運営に係る収支計画が無理のないものとなっているか * 施設整備ならびに運営にあたり、各種助成金や寄付金の活用が見込めるか | 10点 |
| 基本方針 | * 本事業の趣旨を十分に理解し、それに沿った提案となっているか * 家庭的養育の推進等、国・府の方針に沿った提案となっているか | 10点 |
| 施設整備計画 | * 事務室、相談室等の支援対象者が訪問できる設備、研修等を実施する会議室等、その他事業を実施するために必要な設備を備えているか * 施設整備スケジュールは適切か | 10点 |
| 施設運営・安全対策 | * 安定性及び継続性を確保しながら適切な養育・支援を行う計画となっているか * 事故防止や防災防犯対策に配慮しているか | 10点 |
| 子どもの養育・権利擁護 | * 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、実践しているか * 研修の充実等により、子どもの養育にあたる人材の育成や技術の向上等を図る取組みを行っているか | 10点 |
| 一体的な運営の効果 | * 両センターの機能を活かした取り組みや、一体的な運営についての効果が見込めるか | 10点 |
| 市・関係機関等との連携・協力 | * 児童相談所等市の関係機関と連携・協力し、子育ち・子育て施策の推進に取り組む姿勢が見られるか * 関係機関・団体等と連携・協力する姿勢が見られるか | 10点 |
| 地域交流・地域支援 | * 地域活動への協力や、ボランティアを受け入れるなど地域に根差した施設とする姿勢は見られるか | 10点 |
| 計 | | 100点 |

（５）審査結果の通知等

本募集の結果は、書面にて応募した全ての事業者に通知します。また、優先交渉権者が決定した場合は、本市ホームページにおいて公表します。

なお、審査の途中経過に関する問い合わせや審査結果に対する異議等には対応しません。

公表内容は以下のとおりです。

①　優先交渉権者の名称、評価合計点

②　優先交渉権者の選定理由

③　全提案者の名称

④　全提案者の評価合計点

※ただし、応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

（６）その他

本募集に関して募集要項の公表の日から審査結果の公表の日までの間「選定委員会」委員や本市職員への接触を禁じます。

※ただし、3（2）現地見学会（申込含む）、3（3）質問受付、3（4）公募参加申込書提出、3（4）公募参加申込書提出、4（3）プレゼンテーション・ヒアリング審査等を除きます。

**５．優先交渉権者選定後の手続きについて**

①　優先交渉権者は、本市と企画提案書類等の内容並びに賃借料等について確認のうえ、本市の内部手続きを経て本業務を実施する設置運営事業者として決定を行います。

②　優先交渉権者は業務内容や役割分担を明確にするため、本市と毎年度実施業務の協議を行い、協定書を締結することとします。

③　優先交渉権者との調整が調わない場合は、本市は次点提案者と協議を行います。

**６．その他**

①　企画提案書類の作成その他手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に　限ります。

②　企画提案書類作成に要した費用、旅費、その他本募集への参加に要した経費は全て事業者の負担とします。

③　本募集の事業者に対する参加報酬はありません。

④　業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、事業者の負担とします。

⑤　1（３）に掲げる業務の変更または中止の必要性が生じた場合、本市から事業の変更等を提案する場合があります。

**７．応募先、質問・問い合わせ先（事務局）**

〒560-0023　豊中市岡上の町2丁目1番8号

豊中市こども未来部こども安心課児童相談所開設準備チーム

　担当　飯野、松本

受付時間：9時から17時15分

℡06-6852-5563

Fax06-6846-6080

E-mail jisoujunbi@city.toyonaka.osaka.jp